

◎佐賀県条例第30号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例及び佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

(佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部改正)

第1条 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例で使用する用語は、法及び法に基づく <u>厚生労働省令</u> で使用する用語の例による。	(定義) 第2条 この条例で使用する用語は、法及び法に基づく <u>主務省令</u> で使用する用語の例による。

(佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第2条 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成25年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例で使用する用語は、法及び法に基づく <u>厚生労働省令</u> で使用する用語の例による。	(定義) 第2条 この条例で使用する用語は、法及び法に基づく <u>主務省令</u> で使用する用語の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。